

船舶事故調査報告書

平成30年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成30年6月26日 05時00分ごろ
発生場所	山形県鶴岡市今泉漁港南西方沖 荒埼灯台から真方位205° 390m付近 (概位 北緯38° 45.5′ 東経139° 43.3′)
事故の概要	漁船第二大輝丸は、漂泊中、転覆した。
事故調査の経過	平成30年6月27日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二大輝丸、0.4トン
船舶番号、船舶所有者等	YM3-4930（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船外機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 17℃ 日出時刻：04時22分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、磯見漁をする目的で今泉漁港を出港し、同港南西方約200mの磯場で船外機を中立運転として船首を南西方に向けて漂泊し、船長が漁の準備をしていたところ、右舷方から波高約1mの波を受け、左舷側に転覆した。</p> <p>船長は、本船が転覆した際、船体に左顔面部をぶつけたが、付近の岩場に自力で泳ぎ着き、所持していた携帯電話で山形県水難救済会加茂救難所（以下「本件救難所」という。）に救助を要請した。</p> <p>船長は、本件救難所からの救助要請により来援した僚船の船長に救助され、今泉漁港に搬送された。</p> <p>船長は、救急車で鶴岡市内の病院に搬送され、左目上部裂傷及び低体温症と診断された。</p> <p>本船は、僚船によりえい航され、今泉漁港に引揚げられた。</p> <p>船長は、カッパ及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>本事故が発生した磯場は、磯波の影響を受け、波が急に高くなる現象が時々発生していた。</p> <p>僚船の船長は、船長が、本件救難所に救助を要請した際、漁の準備をしていたら急に右舷方から波を受けて本船が転覆したと話していたことを本件救難所の担当者から伝え聞いた。</p>
分析	本船は、今泉漁港南西方沖の磯場で漂泊中、船長が、磯波の影響を受けることに気付かずに磯見漁の準備を続けたことから、右舷方から

	波高約1mの波を受け、左舷側に転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、今泉漁港南西方沖の磯場で漂泊中、船長が、磯波の影響を受けることに気付かずに磯見漁の準備を続けたため、右舷方から波高約1mの波を受け、左舷側に転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 磯場付近は、磯波の作用により、波が集中して波高が高くなることがあるので、周囲の波の状況に注意を払うこと。 ・ 小型の漁船は、風波の影響を受けやすいので、^{たん}堪航性、気象及び海象等を考慮し、操業の可否を慎重に判断すること。